

3. 会計と開示

3-1. 会計と法規制

会計＝株式会社が経営成果や財産状況を定期的に把握、関係者に開示

①会社にとって会計がなぜ必要なのか？

②なぜ会計について法律で規制する必要があるのか？

会計を規律するルール [テキスト 5 章 1 節 1(3)・Column5-1]

- ・ 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行（会社 431）
＝主に、企業会計原則その他の会計基準
（現在は財団法人財務会計基準機構の企業会計基準委員会〔民間団体〕で設定）
- ・ 金融商品取引法、法人税法＝それぞれの目的をもって一部異なるルールを定める

3-2. 計算書類等

3-2-1. 計算書類等の内容

(1)計算書類等

4 種類の計算書類＋事業報告＋それらについての附属明細書

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

事業年度と決算期

複式簿記

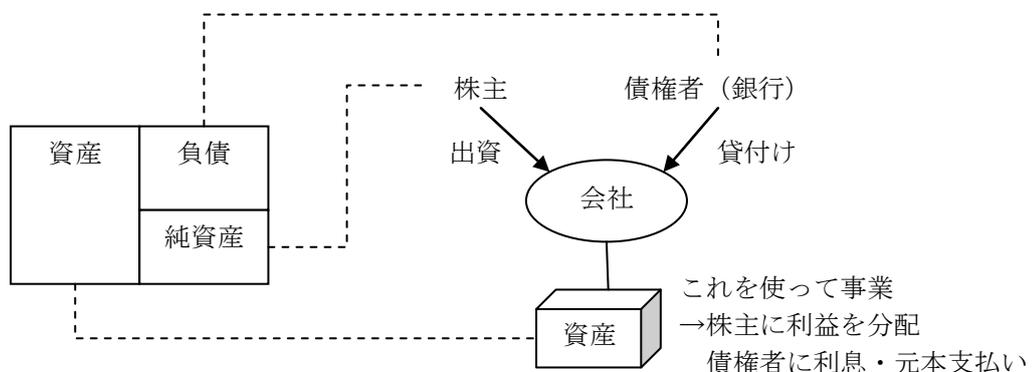
(2)貸借対照表 (会社計算 104-117)

(a)意義と内容

借方	貸方
(資産の部)	(負債の部)
流動資産	流動負債
	固定負債
固定資産	(純資産の部)
	株主資本
繰延資産	評価・換算差額等
資産合計	負債及び純資産合計

流動資産	事業取引に係る資産や、比較的短期間で入れ替わる性質の資産
固定資産	長期間継続的に事業のために用いられる資産
繰延資産	すでに支出された費用を将来の収益に対応させるために資産として計上 [テキスト Column5-2]
流動負債	事業取引から生じた負債や、1年以内に履行期が到来する負債
固定負債	それ以外の長期の負債

(b)貸借対照表を見れば分かること



資産・負債の評価 [テキスト 5 章 1 節 2 1(4)(c)]

資産 (会社計算 5)

原則：取得価額 (同条 I) - (機械・装置等は) 減価償却 [テキスト Column5-2]

例外：時価、相当の減額をした額等 (同条 III 以下。特に VI = 金融資産)

負債 (会社計算 6)

原則：債務額 (同条 I) 例外：時価または適正価格 (同条 II 以下)

(3) 純資産の部 [テキスト 5 章 2 節 1 (3)]

(資産の部)	(負債の部)
	(純資産の部)
	株主資本
	資本金
	資本剰余金
	資本準備金
	その他資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	評価・換算差額等

資本金・資本剰余金	出資の際に株主が払い込んだ金額 (払込資本)
利益剰余金	会社が事業を行うことで上げた利益のうち配当していないもの (留保利益)

株式発行の際の払込額・給付額	資本金 (会社 445 I、会社計算 36 以下) 1/2 までは資本金としないことができる (会社 445 II) →その分は資本準備金 (会社 445 III)
剰余金の配当によって減少する剰余金の額 × 1/10	準備金 (会社 445 IV) = 資本金 × 1/4 になるまで計上 その他資本剰余金からの配当 →資本準備金 (会社計算 45 I) その他利益剰余金からの配当 →利益準備金 (会社計算 45 II)

* 資本金・準備金の額は剰余金からの組み入れによって増えることも [テキスト Column5-8]

* 資本金・準備金についての注意事項

(4)損益計算書 (会社計算 118-126)

+ 売上高 [収益] - 売上原価 [費用] = 売上総利益 (+) または損失 (-) - 販売費及び一般管理費 [費用] = 営業利益 (+) または損失 (-)	}	営業損益計算
+ 営業外収益 [収益] - 営業外費用 [費用] = 経常利益 (+) または損失 (-)	}	営業外損益計算
+ 特別利益 [収益] - 特別損失 [費用] = 税引前当期純利益 (+) または損失 (-) これに法人税等を差し引きして、当期純利益	}	特別損益計算

(5)その他の計算書類等 [テキスト 5 章 1 節 2 1(5)]

財務分析

アナリストや投資家は様々な財務分析 (実際に使われるのは金融商品取引法によって開示を要求される財務諸表の数字)

貸借対照表や損益計算書に含まれる数字同士の比率や倍率を計算することから、会社の収益性・安定性・成長性といったものが分析・予測される

* 森生明『会社の値段』(ちくま新書、2006年) 5章参照

3-2-2. 決算

(1)決算の流れ [テキスト 5 章 1 節 2 2]

1.計算書類等の作成・保存義務 (会社 435) 保存は 10 年間

2.監査、監査報告、会計監査報告 (会社 436Ⅱ、会社計算 153-160)

- ・ 会計監査人＝計算書類 (会計事項) ＋その附属明細書を監査
- ・ 監査役 (会) (委員会設置会社では監査委員会)
＝計算書類 (非会計事項) ＋事業報告＋それらの附属明細書を監査

3.取締役会の承認 (会社 436Ⅲ)

4.事前の開示

- ・ 定時株主総会の招集通知の際に株主に提供 (会社 437、会社計算 161)
： 計算書類・事業報告・監査報告・会計監査報告
- ・ 定時総会の日 2 週間前から本店・支店に備置き (会社 442)
： 計算書類・事業報告・附属明細書・監査報告・会計監査報告

5.株主総会での承認・報告

- ・ 計算書類＋事業報告を株主総会に提出 (会社 438Ⅰ)
→計算書類＝株主総会が承認 (会社 438Ⅱ)
事業報告＝内容を報告 (会社 438Ⅲ)

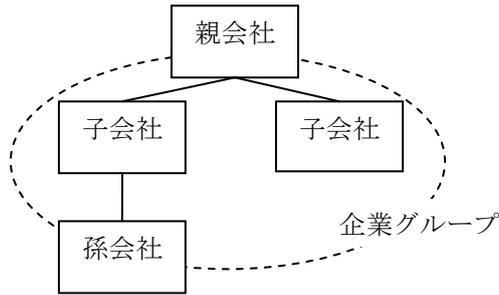
6.事後の公開 (会社 440)

* 有価証券報告書提出会社 (金商 24Ⅰ) は不要 (会社 440Ⅳ) (→3-3.(3))

(2)計算書類の確定時期

原則 (会社 438Ⅱ) ——例外 (会社 439) : その要件 (会社計算 163)

3-2-3. 連結計算書類 [テキスト 5 章 1 節 2 3]



連結計算書類（会社 444、会社計算 93） ⇔ 単体計算書類

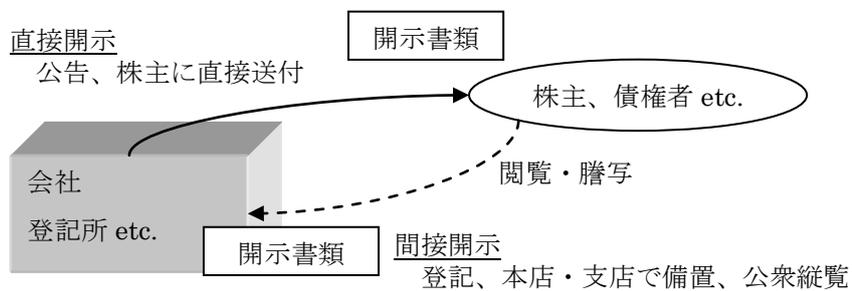
連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表

3-3. 開示制度

(1) 意義と開示方法

機能

方法

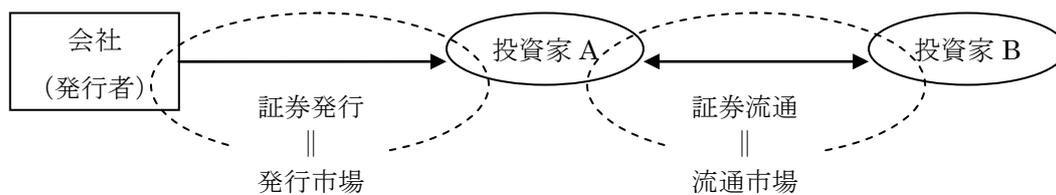


(2)会社法上の開示

開示方法	開示される内容
招集通知への添付（会社 437・444VI、会社計算 161・162）＝株主に直接開示	計算書類・事業報告・監査報告・会計監査報告・連結計算書類
本店・支店に備置き（会社 442）＝株主・債権者に間接開示	計算書類・事業報告・附属明細書・監査報告・会計監査報告
公告とネット開示（会社 440）＝一般公衆に直接開示	貸借対照表（大会社は損益計算書も）
登記（会社 911 等）[テキスト 2 章 4 節]＝一般公衆に間接開示	会社 911 の事項

*公告＝実はあまり行われていない [テキスト Column5-4]

(3)金融商品取引法による開示（詳細は「企業ファイナンス法」）



発行開示

有価証券届出書（金商 4）
目論見書（金商 13）

継続開示

有価証券報告書（金商 24）
四半期報告書（金商 24 の 4 の 7） or
半期報告書（金商 24 の 5 I）
臨時報告書（金商 24 の 5IV）
タイムリー・ディスクロージャー
（各上場規則）

EDINET (<https://info.edinet.go.jp/>)

有価証券報告書、有価証券届出書等の金融商品取引法開示書類を閲覧可能
有価証券報告書の添付書類として定款・株主総会招集通知（計算書類を含む）

3-4. 会計帳簿・会社財産の調査

(1)会計帳簿（会社 432）

(2)帳簿閲覧請求権

(a)意義等

要件（会社 433 I）・子会社の帳簿（会社 433Ⅲ）

請求の理由（会社 433 I 柱後・Ⅲ後）

事例 3-a 帳簿閲覧請求権

アユミさんは、A 会社の株式を 3%保有する株主である。アユミさんは、A 会社のある従業員から、A 会社のケンイチ社長が主導して、取引先との違法取引を行った噂があると聞いた。アユミさんは、A 会社の会計帳簿を閲覧して、そのような違法取引があったかどうかを確かめ、場合によってはケンイチの責任を追及する代表訴訟を提起しようと思っている。アユミさんは、帳簿閲覧請求の際に、その理由としてどこまでのことを明らかにしなければならないのだろうか。

最判平 16・7・1 民集 58-5-1214

「会計帳簿等の閲覧謄写...の請求の理由は、具体的に記載されなければならないが、...請求をするための要件として、その記載された請求の理由を基礎付ける事実が客観的に存在することについての立証を要すると解すべき法的根拠はない。」

(b)拒否事由 (会社 433 II IV)

帳簿の閲覧による損害の可能性 ⇔ 取締役による不当な閲覧拒否

事例 3-b 帳簿閲覧請求の拒否事由

アユミさんは、和菓子の製造・販売を行う A 会社（主力商品は芋ようかん）の株式を 3%保有する株主である。アユミさんは、自分自身も和菓子の製造・販売を行っている（主力商品は大福もち）。アユミさんは、A 会社のある従業員から、A 会社のケンイチ社長が主導して、取引先との違法取引を行った噂があると聞いた。アユミさんは、A 会社の会計帳簿を閲覧して、そのような違法取引があったかどうかを確かめ、場合によってはケンイチの責任を追及する代表訴訟を提起しようと思っている。アユミさんが A 会社に対して会計帳簿の閲覧を請求したところ、A 会社は、閲覧を拒否した。アユミさんは、「たしかに自分は A 会社と同じく和菓子の製造・販売を行っているが、自分と A 会社とでは主力商品も異なるので、仮に会計帳簿の閲覧によって A 会社の営業秘密を知ったとしても、それを競争のために利用することはない」と主張し、あくまで会計帳簿の閲覧を求めた。

会社 433 II ③の拒否事由

最判平 21・1・15 民集 63-1-1

「会社の会計帳簿等の閲覧謄写請求をした株主につき同号 [商法 293 条の 7 第 2 号 = 会社 433 II ③] に規定する拒絶事由があるというためには、当該株主が当該会社と競業をなす者であるなどの客観的事実が認められれば足り、当該株主に会計帳簿等の閲覧謄写によって知り得る情報を自己の競業に利用するなどの主観的意図があることを要しないと解するのが相当であり、同号に掲げる事由を不許可事由として規定する同法 293 条の 8 第 2 項 [会社 433 IV] についても、上記と同様に解すべきである。」

(3)検査役による調査 (会社 358・359) [テキスト 5 章 1 節 **4** (2)]